

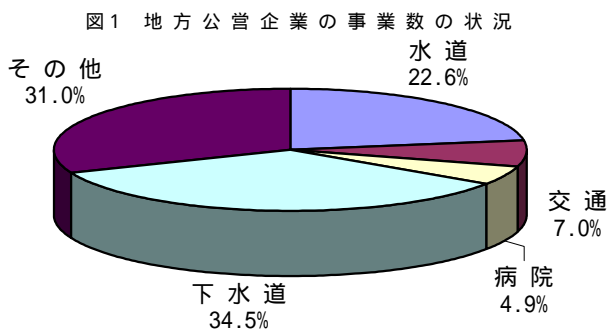
平成 23 年 1 2 月 2 7 日

長崎県企画振興部地域振興課
内線：2134 直通：895-2134
担当：村山、吉田、内田

平成 22 年度市町等地方公営企業決算の概要（速報）

1 事業数

平成 22 年度末における地方公営企業の事業数は 142 事業（法適用企業：44 事業、法非適用事業：98 事業）で、前年度と比べて 1 事業（波佐見町：地域開発事業）増加となっています。



【その他の内訳】
観光事業（9）、宅地造成事業（9）、介護事業（5）ほか

表1 地方公営企業の事業数の推移

(単位：事業)

区分	H18	H19	H20	H21	H22
水道	35	35	35	32	32
交通	10	10	10	10	10
病院	8	9	9	7	7
下水道	50	50	50	49	49
その他	44	42	42	43	44
合計	147	146	146	141	142

2 職員数

平成 22 年度末において地方公営企業に従事する職員の数、長崎県内の市町職員の約 5 分の 1 を占める 3,099 人（法適用企業：2,647 人、法非適用企業：452 人）で、前年度に比べて 74 人、2.3% 減少しています。

職員数減少の主な理由は、集中改革プランに基づく定員適正化の取り組みや、長崎市琴海病院の民間移譲（H22.4.1）に伴う職員数の減少が要因となっています。

図2 地方公営企業の職員数の状況

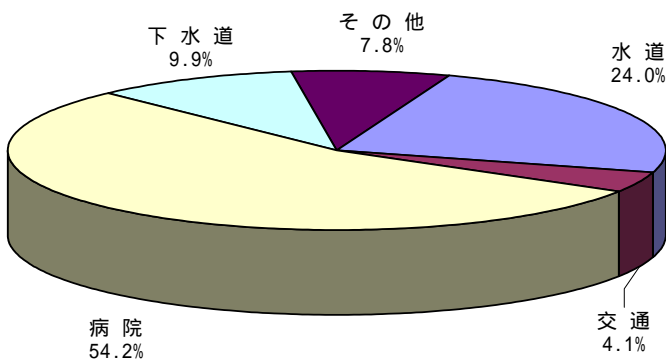


表2 地方公営企業の職員数の推移

(単位：人)

区分	H18	H19	H20	H21	H22
水道	885	837	803	762	744
交通	200	181	163	139	126
病院	1,921	1,939	1,752	1,719	1,680
下水道	351	346	327	313	307
その他	311	271	242	240	242
合計	3,668	3,574	3,287	3,173	3,099

3 決算規模

平成 22 年度の決算規模は 1,314 億 17 百万円で、前年度に比べて 165 億 18 百万円、11.2% 減となっており、平成 20 年度から 3 年連続で減少しています。

決算規模の減少の主な理由は、公的資金の補償金免除繰上償還額の減少（対前年度比 95 億 9 百万円減）や建設投資額の減少（対前年度比 39 億 64 百万円減）等が要因となっています。

公的資金補償金免除繰上償還額

水道事業	: H21 4,831 百万円	H22 155 百万円（対前年比 4,676 百万円）
下水道事業	: H21 5,378 百万円	H22 590 百万円（対前年比 4,788 百万円）
工業用水道事業	: H21 44 百万円	H22 0 百万円（対前年比 44 百万円）

図 3 地方公営企業の決算規模の状況

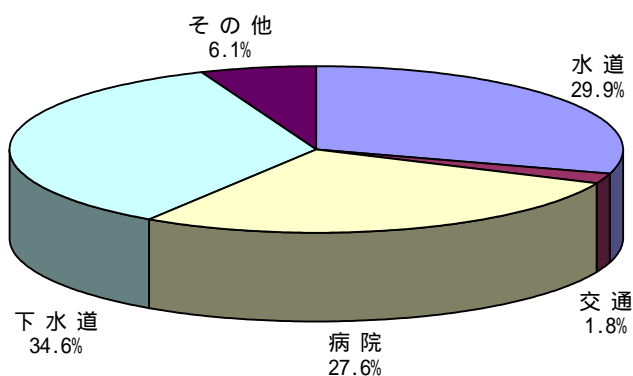


表 3 地方公営企業の決算規模の推移

（単位：百万円）

区分	H18	H19	H20	H21	H22
水道	42,305	55,573	46,577	43,869	39,242
交通	2,987	2,772	2,569	2,522	2,417
病院	39,501	40,632	39,469	35,605	36,257
下水道	56,749	62,315	64,222	58,468	45,418
その他	11,832	8,389	7,331	7,471	8,083
合計	153,374	169,681	160,168	147,935	131,417

（注）決算規模の算出は次のとおりです。

法適用事業：総費用 - 減価償却費 + 資本的支出

法非適用事業：総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

4 経営状況

(1) 全体の経営状況

市町等の公営企業全体の収支は、59億20百万円の黒字となっています。

黒字事業は134事業(対前年度比3事業増)で、黒字額は80億48百万円(対前年度比31億19百万円、63.3%増)、赤字事業は9事業(対前年度比4事業減)で、赤字額は21億28百万円(対前年度比8億86百万円、71.3%増)となっています。

黒字事業の主な理由は、水道事業の料金改定に伴う事業収益の増加や病院事業における診療報酬の増額改定、指定管理者制度導入に伴う経営改善効果等が要因となっており、また、赤字事業の主な理由は、病院の民間移譲に伴う財産の特別損失等が要因となっています。

表4 全体の経営状況 (単位:百万円)

区分	収支額		黒字				赤字			
	H21	H22	H21		H22		H21		H22	
			金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
水道	2,117	3,524	2,205	29	3,524	31	88	2	0	0
交通	159	43	161	8	45	8	2	2	2	2
病院	474	850	463	8	1,149	7	937	5	1,999	5
下水道	1,725	2,905	1,854	46	2,984	47	129	2	79	1
その他	160	298	246	40	346	41	86	2	48	1
合計	3,687	5,920	4,929	131	8,048	134	1,242	13	2,128	9

(注) 1. 事業数は、決算対象事業数(建設中のものは除き、病院事業については病院数で算入している)です。

事業数 142事業(病院数:7団体 12病院)(建設中事業:法適2事業、非適2事業)

2. 収支額は、法適用事業にあつては純損益、法非適用事業にあつては実質収支です。

(2) 法適用企業の経営状況

建設中を除く法適用企業47事業(病院事業については、病院数で算入)のうち、累積欠損金を有する事業数は19事業(対前年度比1事業減)、累積欠損金の額は303億41百万円で、前年度に比べ2億3百万円、0.7%増加しています。

なお、累積欠損金については、水道事業において料金改定に伴う収益の増加により、累積欠損金が解消(1事業)し、不良債務については、前年度に引き続き該当なしとなっています。

表5 法適用企業の経営状況

(単位:百万円)

区分	累積欠損金				不良債務			
	H21		H22		H21		H22	
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
水道	1,415	2	954	1	0	0	0	0
交通	21	2	21	2	0	0	0	0
病院	21,868	10	22,722	10	0	0	0	0
下水道	6,435	4	6,206	4	0	0	0	0
その他	399	2	438	2	0	0	0	0
合計	30,138	20	30,341	19	0	0	0	0

(注) 病院事業については病院数で算入しています。

(3) 法非適用企業の経営状況

建設中を除く法非適用企業 96 事業の実質収支は、15 億 57 百万円の黒字で、前年度に比べ 11 億 35 百万円、268%増加しており、全事業が黒字となっています。

特に、下水道事業の黒字額が大幅な増となっていますが、これは諫早市において企業会計移行に伴う打切決算の影響によるものです。

表6 法非適用企業の経営状況

(単位:百万円)

区分	黒字				赤字			
	H21		H22		H21		H22	
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
簡水	102	13	99	13	0	0	0	0
交通	29	7	19	7	0	0	0	0
下水道	90	39	1,133	39	0	0	0	0
その他	201	37	306	37	0	0	0	0
合計	422	96	1,557	96	0	0	0	0

5 料金収入

料金収入は、773 億 7 百万円で、前年度に比べて 7 億 18 百万円、0.9%増加しています。特に、水道事業において料金改定の影響により大幅に料金収入額が増加しています。

事業別に収入額を比較すると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業、交通事業となっています。

表7 料金収入状況

(単位:百万円)

区分	料金収入額			
	H21	H22	差引	増減率
水道	27,476 (91.7%)	28,115 (91.7%)	639	2.3%
交通	1,569 (63.9%)	1,488 (65.1%)	81	5.2%
病院	28,267 (86.6%)	28,311 (86.3%)	44	0.2%
下水道	15,492 (59.1%)	15,679 (57.5%)	187	1.2%
その他	3,785 (68.6%)	3,714 (68.2%)	71	1.9%
合計	76,589 (79.1%)	77,307 (78.5%)	718	0.9%

(注) ()内の数値は、総収益に占める料金収入比率です。

6 企業債発行額

平成 22 年度における企業債発行額は 141 億 15 百万円で、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債発行額の減などにより、前年度に比べて 131 億 79 百万円、48.3% 減少しています。

なお、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債を除くと 135 億 25 百万円となり、前年度に比べて 15 億 82 百万円、10.5% 減少しています。

図4 地方公営企業の企業債発行額

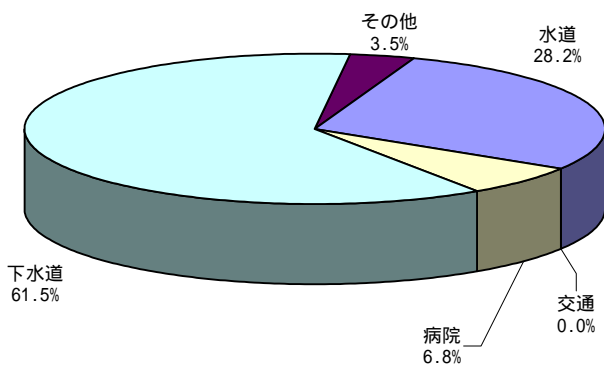
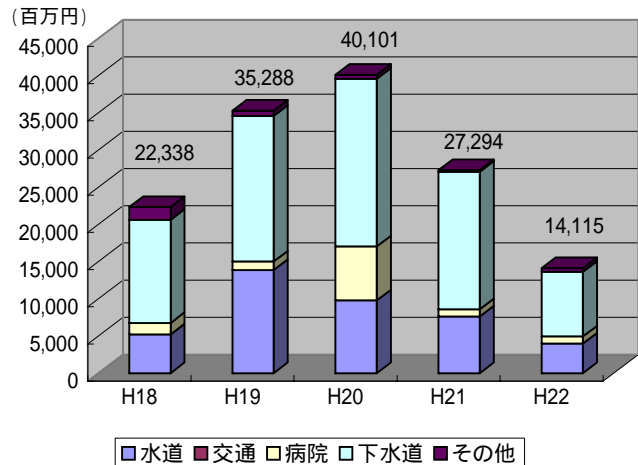


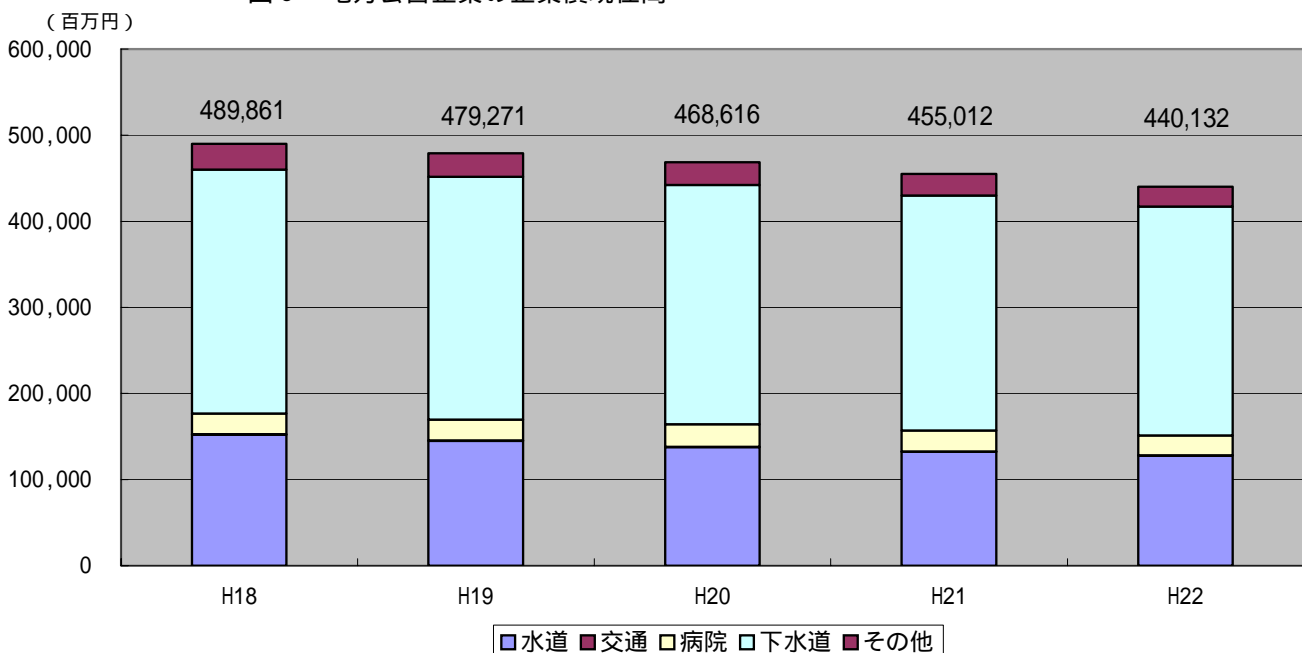
図5 地方公営企業の企業債発行額



7 企業債現在高

平成 22 年度末における企業債現在高は 4,401 億 32 百万円で、前年度に比べて 148 億 80 百万円、3.3% 減少しており、平成 16 年度末 (5,037 億 54 百万円) をピークに 6 年連続で減少しています。

図6 地方公営企業の企業債現在高

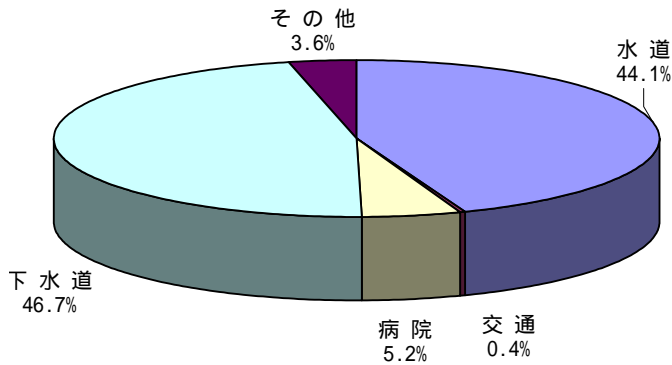


(参考) H16 : 503,754 百万円 H17 : 496,766 百万円

8 建設投資

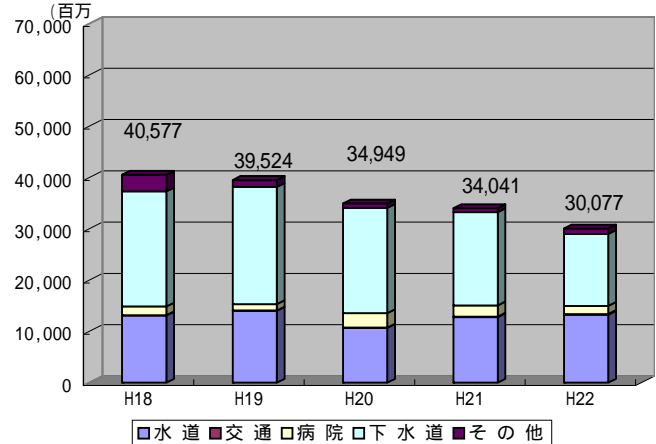
平成 22 年度の建設投資額は 300 億 77 百万円で、前年度に比べて 39 億 64 百万円、11.6%減少しており、三位一体改革前の平成 15 年度（H15：587 億 69 百万円）と比べると 48.8%減少しています。

図 7 地方公営企業の建設投資の状況



(注) 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費です。

図 8 地方公営企業の建設投資の推移



(参考) H15：58,769 百万円 H16：60,747 百万円
H17：44,785 百万円

9 他会計繰入金

他会計繰入金は 277 億 57 百万円で、前年度に比べて 2 億 67 百万円、1.0%増加しています。

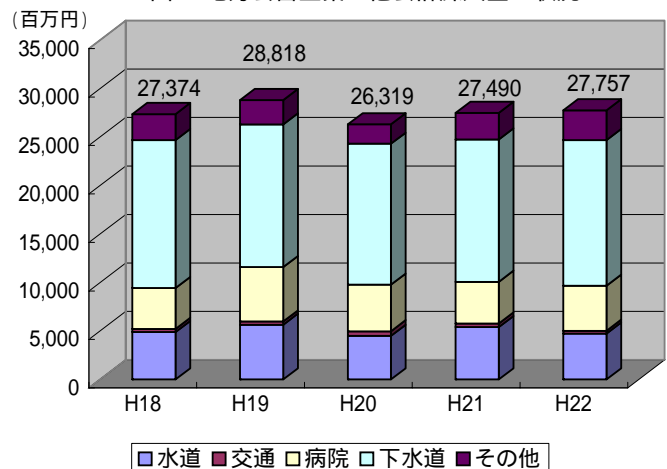
事業別にみると、水道事業が決算規模の縮小等により 672 百万円減少したほか、病院事業が地方財政措置の拡充に伴う繰入基準の見直し等により、325 百万円増加しています。

表 8 地方公営企業の他会計繰入金の推移

(単位:百万円)

区分	H18	H19	H20	H21	H22
水道	4,887	5,655	4,503	5,398	4,726
交通	321	316	462	367	298
病院	4,221	5,610	4,810	4,312	4,637
下水道	15,255	14,725	14,530	14,683	15,028
その他	2,690	2,512	2,014	2,730	3,068
合計	27,374	28,818	26,319	27,490	27,757

図 9 地方公営企業の他会計繰入金の状況



[参 考]

法適用企業・法非適用企業

地方公営企業法を適用しているか、していないかの分類。

水道（簡易水道を除く）、工業用水道、自動車運送等の各事業は地方公営企業法の規定の全部が適用される。（地方公営企業法第2条第1項）

また、病院事業については財務規定のみ適用となっている。（同法第2条第2項）

地方公営企業法の適用を受けると、組織として管理者を置き、経営体制の強化を図ることができるほか、会計は発生主義に基づく複式簿記による決算が行われる等、「企業経営体」として一般行政部局とは異なった運営が要請され、また、独立採算制による経営が義務づけられることとなる。（同法第17条の2第2項）

地方公営企業法の適用を受けない場合は、組織、会計、職員の身分は一般行政職と同様であるが、経営面からは独立採算制の考えが適用されることとなる。（地方財政法第6条）

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金を繰越利益や利益積立金等で補てんできずに翌年度に繰り越すこととなったものが、多年度にわたって蓄積したものをいう。

不良債務

不良債務は次の式で表される。

不良債務 = 流動負債 - (流動資産 - 翌年度繰越財源)

不良債務とは、流動負債の額が流動資産の額を上回る場合に発生する額をいう。

これは、資金的に見て、当面の支払能力を超える債務の額と考えられる。

累積欠損金には、減価償却費等の現金の支出を要しない経費まで算出され、損益ベースの赤字額を表しているのに対し、不良債務は減価償却費等を除いた実質的な現金ベースでの赤字額を表している。

なお、流動資産とは、1年以内に現金化が可能な資産（現金、預金、未収金等）であり、流動負債とは、1年以内に現金の支払いを要する負債（一時借入金、未払金等）である。

収益的収支

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用をいう。

収益的収支における収入はサービス提供の対価としての料金等の収益を計上し、支出にはサービス提供に関する職員給与費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費などを計上する。また、法適用事業においては、固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する。

資本的収支

経営規模の拡大を図るために要する施設整備、建設改良などに要する資金としての企業債収入と、現有施設に要した企業債の元金償還などを示すものである。

資本的収支における収入には、企業債、固定資産売却代金（売却益を除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄附金など、収益に関係のない収入を計上し、支出には建設改良費、企業債償還元金、他会計からの長期借入金償還金等、費用とは関係のない支出が該当する。

実質収支

法非適用事業において、収益的収支の収支差引額と資本的収支の収支差引額の合算額に収益的支出に充てた地方債や前年度からの繰越金を加えたものから、積立金や前年度の財源に充てた歳入を控除し、さらに翌年度に繰り越すべき財源を控除したものである。

他会計繰入金

一般会計から公営企業会計へ繰り入れた額をいう。

このうち、本来、一般会計が負担すべき、あるいは負担することが適当な経費等として総務省通知により定められている基準に基づく額を「基準内繰入金」、総務省の基準に基づかず個々の団体・企業が独自に繰り入れた額を「基準外繰入金」という。